

新潟産業大学公的研究費にかかる不正行為の防止に関する取扱規程

制定 平成 29 年 2 月 22 日

(目的)

第 1 条 この規程は、新潟産業大学（以下「本学」という。）における公的研究費にかかる不正行為を防止し、適正に管理・運営することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における「公的研究費」および「不正行為」の定義は、「新潟産業大学公的研究費にかかる不正行為に関する規程」第 2 条による。

(教職員の責務)

第 3 条 本学の教職員は、「新潟産業大学公的研究費における不正行為の防止に関する取扱規程」及び「新潟産業大学公的研究費等の取扱に関する不正防止計画」を理解し、配分された公的研究費の取扱いに関しては、関係法令、各省庁等が定める当該公的研究費の実施要領、取扱規程及び関連する本法人の規則等を遵守しなければならない。

(研究倫理教育)

第 4 条 本学の研究倫理教育を実施する者として「研究倫理教育責任者」を置き、副学長をもって充てる。

- 2 すべての専任教員及び公的研究費に携わる非常勤研究者、職員等は、規範意識向上を図ることを目的に、研究倫理教育・研修等を定期的に受講しなければならない。
- 3 研究倫理教育責任者は、研究活動に携わる学生に対する研究倫理教育を推進し、規範意識向上に努めるものとする。

(研究データの保存・開示)

第 5 条 すべての専任教員及び公的研究費に携わる非常勤研究者、職員等は、研究のために集積・作成した研究データ・資料・情報等を文部科学省の指針に基づいて、一定期間保存しなければならない。

- 2 すべての専任教員及び公的研究費に携わる非常勤研究者、職員等は、集積および作成した研究データ・資料・情報等について、調査等のため開示が求められた場合、速やかに開示しなければならない。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、経済学部教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 2 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 1 月 16 日から施行する。